

奈良県コミュニティ・スクールガイドブック

NARA

COMMUNITY

SCHOOL

GUIDEBOOK

奈良県教育委員会

2019年3月

目 次

■ コミュニティ・スクールとは？	1
■ コミュニティ・スクールの主な3つの機能	2
■ コミュニティ・スクールの効果（導入前）	3
■ コミュニティ・スクールの効果（導入後）	4
■ コミュニティ・スクールに関するQ&A	5
■ 既存の取組や仕組みとの関係	7
■ 地域学校協働活動（コミュニティ協議会等）との関係①	8
■ 地域学校協働活動（コミュニティ協議会等）との関係②	9

■ コミュニティ・スクールの導入①	10
■ コミュニティ・スクールの導入②	11
■ コミュニティ・スクールの導入③	12
■ コミュニティ・スクールの導入④	13

■ 奈良県における「地域と共にある学校づくり」	16
■ 「地域と共にある学校づくり」の取組	17

参考資料

■ コミュニティ・スクール関連法	18
■ コミュニティ・スクール規則例	21
■ 奈良県コミニティ・スクール規則等	24

学校が変われば 地域が変わる

地域が変われば 子どもが変わる

子どもが変われば 未来が変わる

奈良県では、学校と地域がつながり、協働する中で、子どもたちの笑顔あふれる学校・地域づくりを目指して「地域と共にある学校づくり」を推進しています。

上記のスローガンは、「地域と共にある学校づくり」において「子ども」・「学校」・「地域」の好循環が進むことで、子どもが成長し、学校が充実し、地域社会が豊かになり、希望にあふれる未来になるようにとの願いを込めたものです。

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は「地域と共にある学校づくり」の取組をさらに充実させ、持続可能なものにするための有効なツールです。

子どもたちの豊かな未来を創造するため、コミュニティ・スクールの導入をすすめていきましょう。

コミュニティ・スクールとは？

コミュニティ・スクールとは？

「コミュニティ・スクール」＝「学校運営協議会制度」又は、「コミュニティ・スクール」＝「学校運営協議会を設置した学校」



学校運営協議会とは？

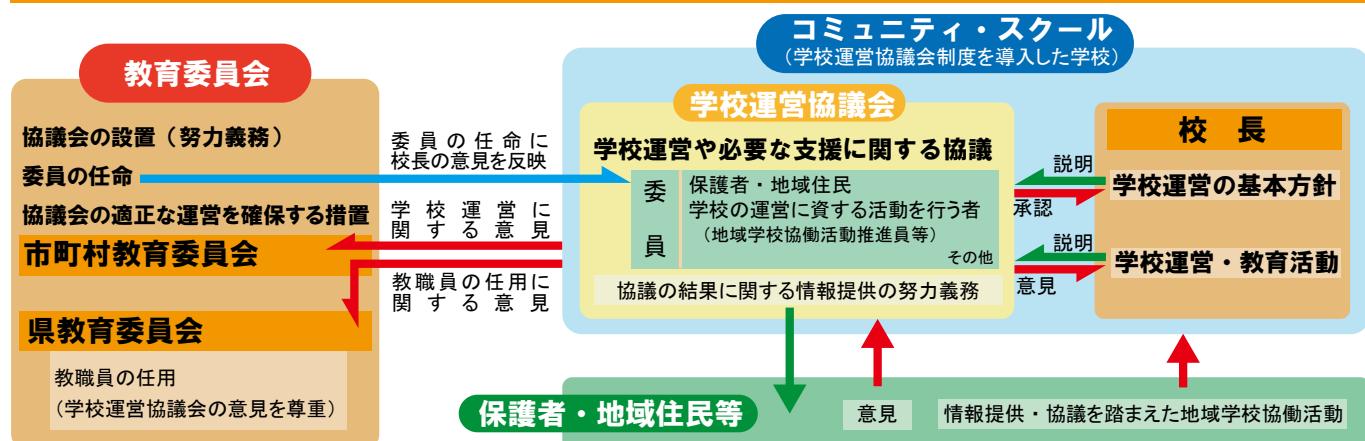
学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定された、

「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」です。

学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成16年度に制度化されて以来、全国でもその設置が進んでいます。

児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題はますます複雑化・困難化しています。そうした課題を解決し、子どもたちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等との協働をすすめながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。

学校運営協議会の仕組み



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の主な内容について（平成29年）

学校運営協議会の設置を促進していくために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議することを追加
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

学校運営協議会では、校長の作成する「学校運営の基本方針」を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚や意識を高めるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するに当たっては、一方が伺いをたて、一方がそれを了承するという関係ではなく、学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識をもって、目指すところを共有し、協働へつなげていくことが重要です。

校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことになります。



学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

学校運営協議会は、広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成した基本方針にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。委員からは、子どもたちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかつた学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま反映されるのではなく、保護者や地域住民の代表による合議体としての意見を述べることになります。



教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

学校運営協議会は、学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について直接、任命権者（都道府県・政令市）に対して意見を述べることができます。その内容はあくまで、学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に合った教職員の配置を求めるためのもので、委員の個人的な意見が優先されるものではありません。

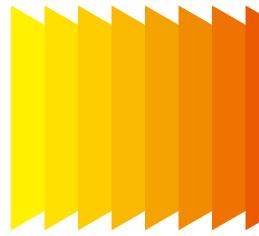
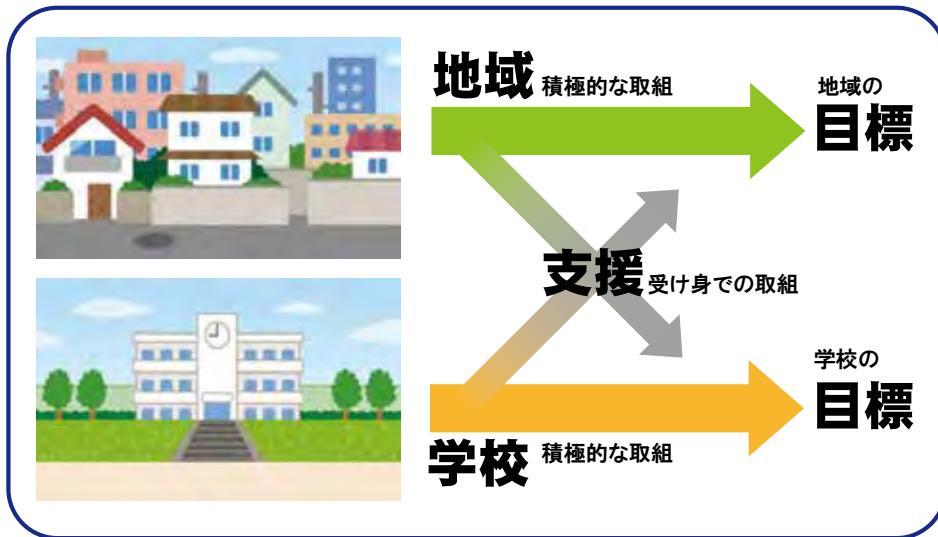
任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう務めることが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。

学校の教育目標をふまえた教職員の配置



コミュニティ・スクールの効果（導入前）



地域と学校の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたから、やる」や「この前、手伝ってもらったから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。これでは地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、“負担感”や“やらされ感”があり、“不満”がたまる可能性があります。

コミュニティ・スクールでは保護者・地域住民等も教育の当事者となります。▶▶

- ①近所で元気がない様子の子どもがいても、なかなか声をかけることができない。
- ②近くの公園で子どもが騒いだり、ごみを散らかしたままにするので、学校に苦情の電話をかける。
- ③小中一貫教育の実施方法やメリット・効果等について、保護者や地域住民に十分に伝わっていない。



コミュニティ・スクールでは保護者・地域住民等が学校運営や教育活動に参画します。▶▶

- ④自分の経験を生かして、学校や子どもたちをサポートしたいが、迷惑にならないか。
- ⑤地域の人々の思いや考えに触れる機会がなかなか得られない。
- ⑥地域人材を活用した学習がどれもイベント的な取組になっている。

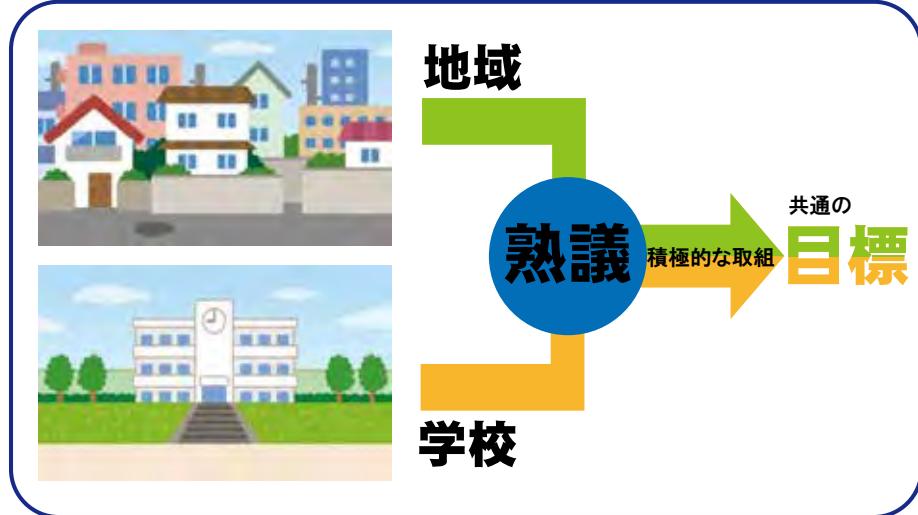


コミュニティ・スクールでは保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となります。▶▶

- ⑦価値観の多様化により、学校の運営方針や諸課題について厳しい意見が多い。
- ⑧保護者や地域住民から、様々な要望があり、その対応に追われてしまう。



コミュニティ・スクールの効果（導入後）



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子どもたちへの教育効果も大いに期待できます。“地域と学校が一体”となって、“役割分担”をしながら、それぞれが“主体的”に取り組むので、お互いに“達成感”を味わうことができます。

▶▶▶ 責任感をもち、積極的に子どもへの教育に携わることができます。

- ① 地域住民等が子どもたちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりする場面が増加します。
- ② 学校任せにするのではなく、地域住民等が学校と共に対応策を考えます。
- ③ 地域ぐるみで考え、実践することで、地域の声を生かした9年間の小中一貫教育が実現します。

▶▶▶ 自己有用感や生きがいにつながり、子どもたちの学びや体験が充実します。

- ④ 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- ⑤ 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなります。
- ⑥ 地域住民等の考え方や地域の特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がります。

▶▶▶ 保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

- ⑦ 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団となります。
- ⑧ 学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間の確保につながります。

▶▶▶ その他にも、こんな効果が期待されています。

- 大規模災害時等、緊急な対応が必要な場面においても、学校と地域が一体となり、迅速かつ組織的な対応ができます。

コミュニティ・スクールに関するQ & A

Q 既に地域連携がうまく行われていますが、学校運営協議会は必要ですか？

A 学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。

A また、社会総がかりでの教育の実現を図る上で、学校は地域とともに発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度なので、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、学校支援活動だけでなく、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることができます。

Q 設置が努力義務化されたことで、何が変わるのでですか？

A 努力義務化により、すべての自治体において、地域の実情に応じながら協議会の設置に向けて積極的に取組を進めていくことになります。

A このため、全国的に設置が加速され、より多くの学校において、地域との組織的・継続的な連携・協働体制が確立されていくことになります。

Q 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのでは？

A 多くの設置校では「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする意見が述べられています。

A また、学校運営協議会は合議制なので、個人としての意見が尊重されるわけではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

A

<これまで提出された意見例>

- 地域との連携を強化するため、社会教育主事の資格をもった教員を配置してほしい。
- 外国語教育に力を入れる必要がある地域のため、小学校に中・高の英語の免許を所有する教員を配置してほしい。

Q 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのでは？

A 設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が一時的に増えますが、複数の会議を統合するなどして、組織の精選や会議の回数を減少させることができます。また、学校運営協議会での協議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少することになります。また、教職員が地域の様々なネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、学校に対する苦情が減るなどの効果が現れています。

Q 幼稚園や高等学校、特別支援学校にも、学校運営協議会を設置しなければならないのですか？

A 「地域と共にある学校づくり」には、学校と地域住民等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援する地域基盤が欠かせません。もちろん、幼稚園や高等学校、特別支援学校においても、学校と地域とのつながりや校種間の連携は重要です。これまで、導入事例が少なかったこれらの校種についても、学校や地域の特性に応じた学校運営協議会を設置し、持続可能な推進体制を築いていくことが求められます。

Q 学校評議員制度や学校関係者評価委員会との違いは何ですか？

A 「学校運営協議会」は学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることができる一定の権限を有する合議制の機関です。そのため、委員の当事者意識の向上、役割分担の明確化により、地域ぐるみの教育の実現に近づきます。学校運営協議会の他にも、類似の仕組みとして、学校運営や教育活動等について協議し、意見を述べる取組（例：小中一貫・連携推進協議会、コミュニティ協議会、地域教育協議会等）を行っている学校があります。類似の仕組みは、「委員から単に意見（評価）を述べるだけに終わる」、「学校運営の一部についてのみ協議する」など、多くの場合はその役割が限定的です。「地域と共にある学校」への転換を目指し、地域住民等が学校運営のP（計画）－D（実行）－C（評価）－A（改善）サイクル全体に関わるようにするには、これら類似の仕組みを基盤としながら、段階的に法律に基づくコミュニティ・スクールへ移行する必要があります。今ある仕組みや組織を効果的・効率的に生かしながら、コミュニティ・スクールに移行することによって、持続可能な組織体制の構築が可能になります。（p.7 参照）

その他の情報について

コミュニティ・スクールや「地域と共にある学校づくり」等に関する情報については、以下をご覧ください。

コミュニティ・スクールについて

- ①文部科学省 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm>
- ②県 <<http://www.pref.nara.jp/51027.htm>>

「地域と共にある学校づくり」について（県）

- ③研修会 学校コミュニティ情報ナビ <<http://www.pref.nara.jp/32237.htm>>
- ④取 組 「地域と共にある学校づくり」集いの広場 <<http://www.pref.nara.jp/item/124327.htm>>



①



②



③



④

既存の取組や仕組みとの関係

「学校関係者評議会」や「学校評議員制度」、「学校支援等の取組」などは、学校と地域の協働関係・信頼関係の大切な土台となります。それらをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していく事で、組織的・継続的な体制が整備され、従来の取組も一層充実していきます。



学校・教育委員会が、地域との連携の取組や体制を効果的に生かしていく視点が必要です。まず、学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、主体的にコミュニティ・スクールの導入を考えていくことが大切です。

地域学校協働本部（コミュニティ協議会等）との関係①

学校教育の中で、学校を支える観点で協議を行う学校運営協議会と、社会教育の体制としての地域学校協働本部（コミュニティ協議会、地域教育協議会等）が、相互に補完し、高め合う存在として相乗効果を発揮していく事が必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の視点などを踏まえた体制の構築が重要です。



学校運営協議会は学校の基本方針に則り学校運営とその支援について協議をおこない、地域学校協働本部は地域学校協働活動をコーディネートし、活動を実施していきます。2つの関係は、方向性を決める前輪としての学校運営協議会と、実際に学校を動かしていく後輪としての地域学校協働本部というイメージになります。



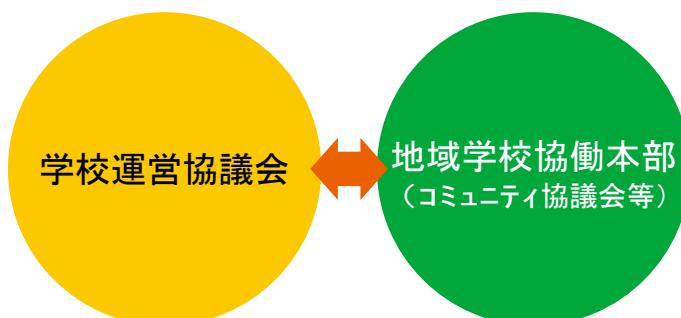
地域学校協働本部（コミュニティ協議会等）との関係②

奈良県内の公立小・中学校区又は市町村教育委員会に既に整備されている地域学校協働本部（コミュニティ協議会等）は、様々な形態で地域と学校が協働しており、地域や学校の状況により学校運営協議会とどのような関係を構築していくことが望ましいのかを考える必要があります。大きく分けると下図のように4つのタイプに分けることができます。それぞれの学校、地域にあった効果的な連携の形を検討していくことが大切です。

実情に合わせた位置づけの整理

①並立型

学校と地域それぞれに協議会があるという基本形



②系統型

学校運営協議会で協議した内容を、実働するコミュニティ協議会等におろしていく形



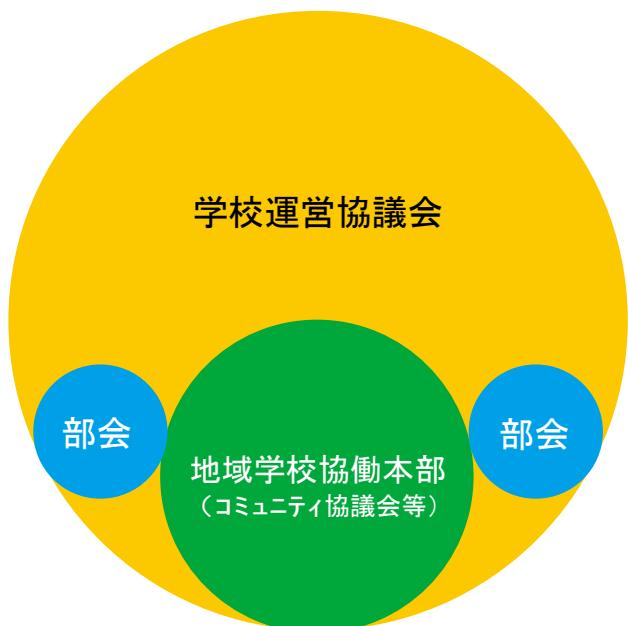
③統合型

小規模校などで2つの協議会の設置が困難な場合、1つに統合し、その下に実働する部会を置く形



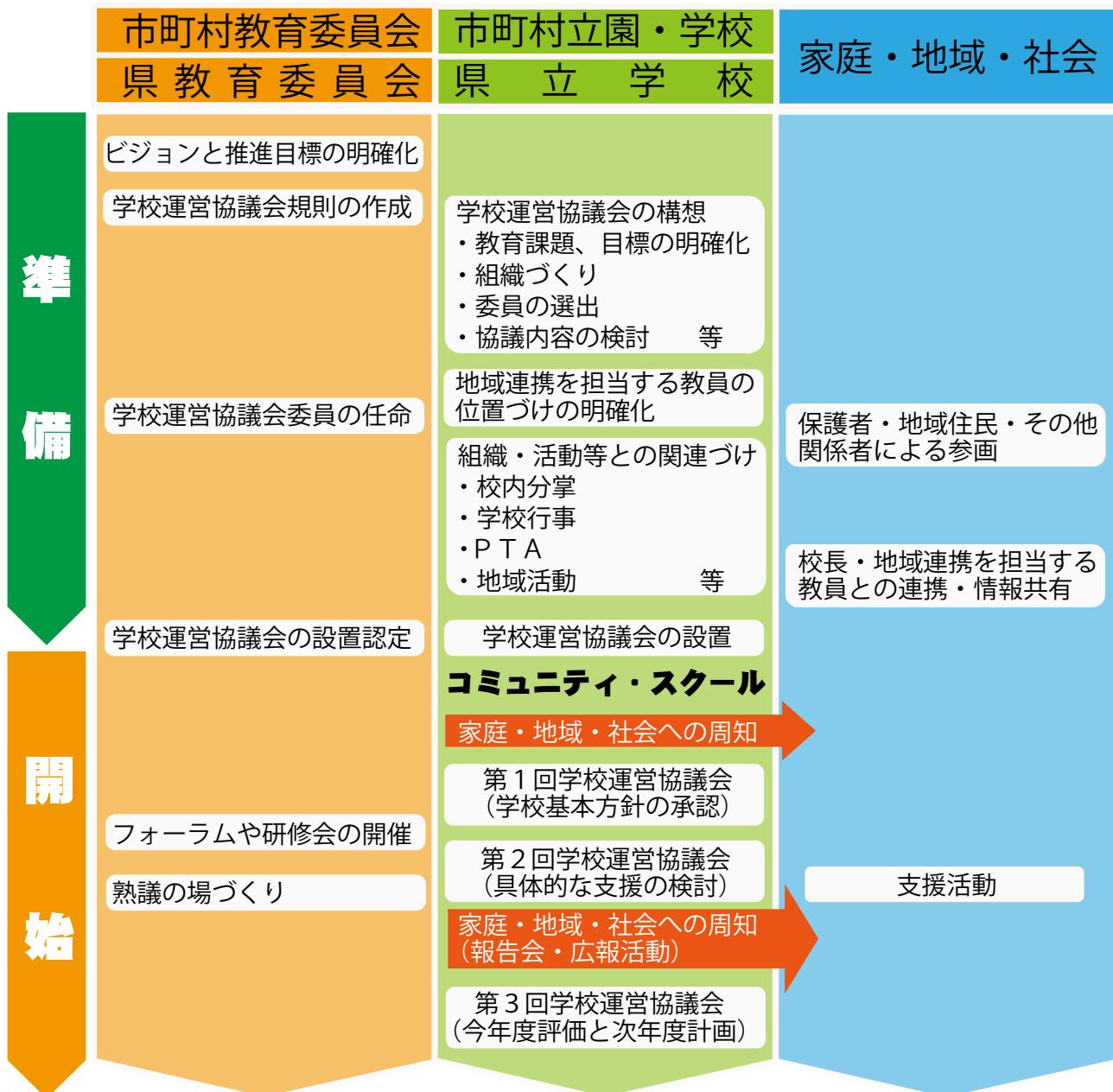
④内包型

学校運営協議会の中の部会としてコミュニティ協議会等を位置づける形

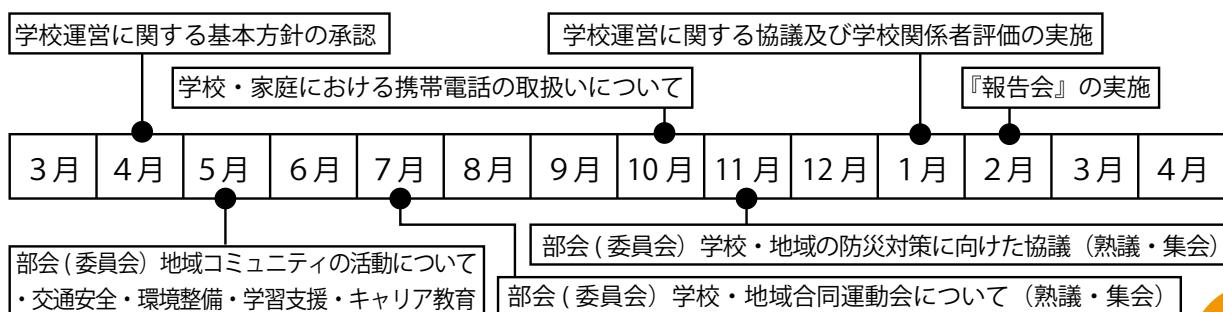


コミュニティ・スクールの導入①

学校運営協議会設置の手順（例）



学校運営協議会開催計画（例）



コミュニティ・スクールの導入②

市町村教育委員会が行うこと

- ①ビジョンと推進目標の明確化
- ②学校運営協議会規則の作成
- ③学校運営協議会の委員の任命 (p.12 学校が行うこと「委員の選出」参照)
- ④学校運営協議会の設置認定
- ⑤フォーラムや研修会の開催・熟議の場づくり

● 「学校運営協議会規則」の作成例

項目	留意事項
目的	法律（地教行法）に基づく仕組みであることを明示します。
趣旨	協議会の法的位置づけや役割を明示します。
設置	所管する学校に学校運営協議会を設置できることを明示します。
協議内容	<p>学校運営のどの内容について協議するかを明示します。</p> <ul style="list-style-type: none">・学校運営の基本的な方針の承認（必須）・学校運営に関する意見の申出（任意）・教職員の任用に関する意見の申出その他（任意） <p>※その他の協議内容の例</p> <ul style="list-style-type: none">・教育課程の編成に関すること・組織編制、学校予算の編成に関すること・施設、設備等の整備及び管理に関すること …等
住民参画の促進のための情報提供	協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが 努力義務 になりました。
委員の任命	委員の人数や、どの様な方々から選ぶのかを明確にします。 ※委員を地方公務員上の特別職非常勤の地方公務員として任命します。
守秘義務等	委員の役割の中で、注意しなければならない内容を明記します。
任期・報酬	委員の待遇の内容を明らかにします。
会長及び副会長	会長等の役職について定めることができます。
議事	協議会の開催などについて明示します。
会議の公開	
研修	
適正な運営確保のための措置	
委員の解任	委員の解任など、もしもの場合の危機管理として、教育委員会の役割を明らかにします。
学校運営に関する評価及び情報提供	学校運営のPDCAサイクルを機能させるために、学校評価の機能を規則に位置づけることもできます。

詳細については、参考資料（p. 21, 22）参照

コミュニティ・スクールの導入③

学校が行うこと

- ①学校運営協議会の構想<教育課題、目標の明確化・組織づくり・委員の選出・協議内容の検討>
- ②地域連携を担当する教員の位置づけの明確化
- ③組織・活動等との関連付け<校内分掌・学校行事・PTA・地域活動等>

●組織づくり

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず教職員・保護者・地域住民等が、設置の目的や仕組みなどを理解する必要があります。そのために、コミュニティ・スクールの運営方法等の学習会や先進校視察、広報活動を十分に行う必要があります。既存の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。

組織づくりに必要な事柄

- 協議会の名称 協議する内容（議題） 委員数 委員構成 年間計画の作成
- 協議会の進行方法 協議会の組織構成（部会・委員会の設置・運営など）

●委員の選出

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることになりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数や、目的に対して、建設的な議論ができることなどが必要となり、校長とともに協力しながら行動していくける委員を選定することが重要です。

委員の例

- 保護者・地域住民・地域コーディネーター・接続する他校種の管理職・各種施設の代表者
- 自治会長・有識者・企業代表者・公民館長・民生委員代表・同窓会代表・指導主事
- 社会教育主事・大学教授・当該校校長 等

●地域連携を担当する教員について

学校組織の中で、学校と地域をつなぐ役割を担い、学校内におけるコーディネート機能の充実を図ります。

役割の例

- ・校内、校区内、教育委員会との連絡、調整 ・教職員等の支援ニーズの把握、調整
- ・学校支援活動の運営、企画、総括 ・地域との連携に係る研修の企画、実施
- ・先進校の視察 等

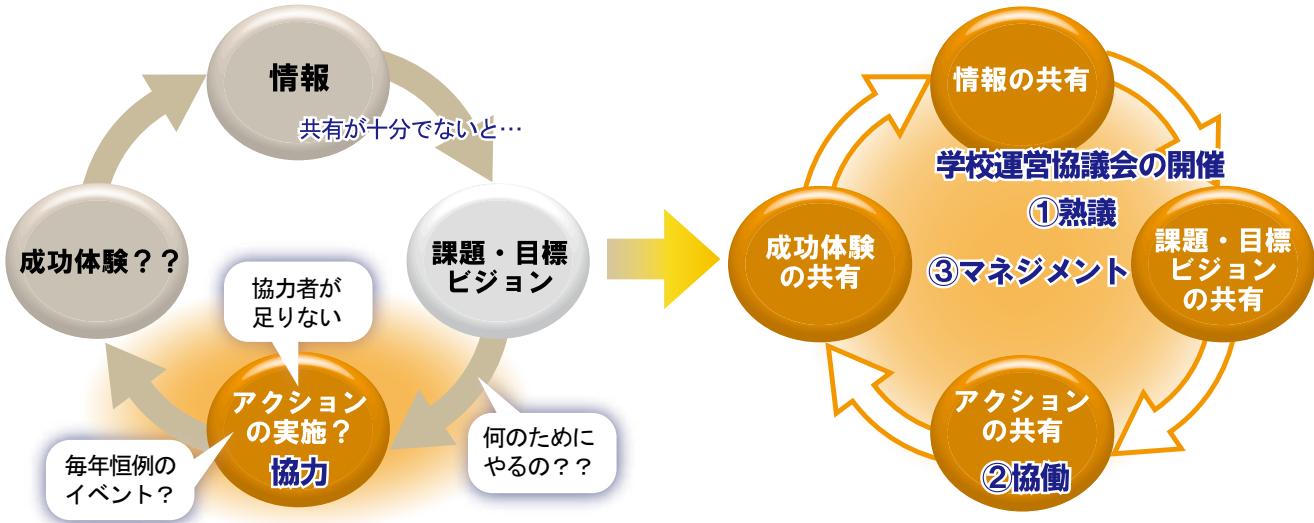
コミュニティ・スクールの導入④

運用のポイント①<目標の共有>

コミュニティ・スクールに限らず、「地域と共にある学校づくり」をすすめる上で大切にしたいことは、「目の前にいる子どもたちの姿」です。そのため学校運営協議会で議論される内容はそこから始まり、関連する学校・地域の現状や課題から、熟議を通じて共通の目標と設定されることが重要となります。



地域と共にある学校の運営に備えるべき機能として、「熟議」「協働」「マネジメント」の3つがあります。学校運営協議会は、学校と地域が、ビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となります。



運用のポイント②<熟 議>

熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

具体的なプロセス

- ①子どもに関わる多くの当事者の参画
- ②学校や地域の「課題」の共有
- ③共有した「課題」について「熟慮」・「議論」の実行
- ④互いの立場や果たすべき役割への理解の深化
- ⑤役割に応じた解決策の洗練化
- ⑥納得した個々の役割・責任の遂行

ポイント

学校や子どもたちの課題等を学校だけ抱え込んでしまうのではなく、保護者や地域住民等、多様な関係者と共に「1つのテーブルにつくこと」が大切です。そこで新しいアイデアや考え方方が生まれ、今後の方針を決めていくたくさんのヒントが得られます。



コミュニティ・スクールの導入④

運用のポイント③<協 働>

協働とは、異なる立場にある者が、同じ目的・目標に向かって、対等な関係で協力して共に働くことです。

熟議で共有したビジョンや目標の体制に向けて、力を合わせて「子どもたちのため」に取り組みます。熟議で出た意見は、すぐに全てが実行できるわけではありませんが、「できることから協働を始める」ことで、徐々に多くの人が関わる協働体制が構築されていきます。



運用のポイント④<マネジメント>

マネジメントとは、「経営管理」などの意味をもつ言葉で、組織の目標を設定し、その目標を達成するために組織の経営資源を効率的に活用したり、リスク管理などを実施したりすることです。

協働の中核となる学校は、校長のリーダーシップの下、教職員全体がチームとして力を発揮できるよう学校と保護者・地域住民等を有機的に結びつけ、共通の目標に向かって動き出す能力や、学校内に協働の文化を作り出す組織としての「マネジメント」力を強化する必要があります。

校長は、学校の最終意思決定者として、学校内はもちろんのこと、地域や社会の動きを敏感に察知して、それに対応した組織改革を推進する責任と権限が付与されています。そのため、コミュニティ・スクールの運営の充実にあたっては、校長の強いリーダーシップが求められます。

- ①学校内の組織体制と協働文化の構築
- ②学校の教育力を向上させるための工夫
- ③学校関係者がもつ専門性やネットワークを生かした学校経営

奈良県における「地域と共にある学校づくり」

奈良県ですすめている「地域と共にある学校づくり」は、複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるため、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総がかりで子どもたちを育む取組です。

これまでの経過

		平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)		
国		放課後子ども教室推進事業		学校・家庭・地域連携協働推進事業											
		学校支援地域本部事業													
奈良県		奈良県地域教育力再生事業		学校・地域連携事業											
		奈良県学校支援地域本部事業		モデル校	学校・地域パートナーシップ事業										
					モデル校		県立学校による「地域と共にある学校づくり」		高校生社会参加促進事業		県立学校による地域との協働推進事業		コミュニティ・スクール推進体制構築事業		

奈良県では、平成19年度より様々な形で学校と地域の関係づくりを行ってきました。

公立小・中学校等においては、平成25年度から「学校・地域パートナーシップ事業」を、県立学校においては平成29年度から「県立学校による地域との協働推進事業」を活用して、「地域と共にある学校づくり」を推進しています。

奈良県における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

グローバル化や少子高齢化等の急速な社会情勢の変化に伴い、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の「連携・協働」を一層の推進していくことが求められています。

県では「地域と共にある学校づくり」の取組を充実させ、持続可能なものとするため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用した仕組みづくりが必要であると捉えています。

平成30年度から「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」を立ち上げ、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を進めているところです。

奈良県におけるコミュニティ・スクールは、「地域と共にある学校づくり」を一層推進する効果が期待されるものです。学校・地域の現状に合わせ、目の前の子どもたちの明日を考える大切なこの仕組みを整備していくことが今求められています。

「地域と共にある学校づくり」の取組

「地域と共にある学校づくり」においては、学習支援活動（放課後や休日に実施されるものを含む）、環境整備活動、登下校の見守り活動、学校行事支援、特別活動の支援など様々な活動が行われ、これらの活動を通じて、地域の教育力の向上も図っています。

奈良県学校・地域パートナーシップ事業（公立小・中学校等）

小・中学校等においては校区としての地域と密接に連携・協働し、多岐にわたる取組が展開されています。県ではこうした取組と、そこに関わる地域の方への支援等を行っています。

地域学校協働活動

学校と地域が連携・協働し、より豊かな教育活動を実施し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域を創生することを目指す様々な活動が展開されています。具体的には、これまでの学校を支援する活動に加え、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、郷土学習、地域の行事等への参画などが行われています。



放課後子ども教室

放課後や長期休業中等において、子どもたちが安心、安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、地域住民等の協力により、子どもたちに様々な教育支援活動を実施します。

地域未来塾

放課後や長期休業中等において、地域住民等の協力により、子どもたちに教科の学習支援を実施しています。



県立学校による地域との協働推進事業（県立学校）

県立学校では、「地域への情報発信」「スポーツや文化を振興する取組」「地域創生に寄与する活動への参画」など、多様な取組が展開されています。これに対し、県では、地域や社会との協働の下、子どもたちが地域活性化に向けて主体的に企画・立案する取組への支援を行っています。



参考資料<コミュニティ・スクール関連法>

■教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成二十九年法律第二十九号）

第四節 学校運営協議会

第四十七条の六

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

■義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）

附則

（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成二十九年文部科学省令第二十三号）（抄）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合
- 二 同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合
- 三 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合

■学校教育法施行規則

第七十九条の九 同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

■学校教育法

第七十一条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

■社会教育法（昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号）抜粋

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二（略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九（略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五（略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

<コミュニティ・スクール規則例>

■学校運営協議会規則例（文部科学省作成）

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、○○市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (例) (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は○名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(例)

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は○年とし、再任を妨げない。

2 第6条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

<奈良県コミュニティ・スクール規則等>

■奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法 律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、次に掲げる事項の実現に資するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和二十二年 法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

- 一 保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進
 - 二 保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力の促進
 - 三 学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成の促進
- 2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(基本的な方針の承認)

第三条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第四十七条の六第四項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関すること。
- 二 学校経営計画に関すること。
- 三 組織編成に関すること。
- 四 予算執行に関すること。
- 五 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(教育委員会等に対する意見)

第四条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の意見について、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であって、職員個人を特定しない一般的なものとする。
- 4 協議会は、教育委員会に対して第一項及び第二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(報酬等)

第十一条 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために、必要な研修を行うものとする。

(組織)

第五条 協議会は、委員十人以内で組織する。ただし、学校教育法第五十三条第一項の規定により定時制の課程を併せて置く高等学校については、委員十五人以内で組織することができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めるものとする。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 法第四十七条の六第二項第三号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 対象学校の校長
- 五 対象学校の教職員
- 六 学識経験者
- 七 関係行政機関の職員
- 八 その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第六条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第九条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(報酬等)

第十一條 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第十四条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- 一 第十条の規定に違反したとき。
- 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- 三 その他解嘱又は解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第十五条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する地域住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解の深化

二 対象学校と前号に規定する関係者との連携及び協力の推進

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年九月奈良県教育委員会規則第三号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定による 指定を受け協議会を設置している学校については、この教育委員会規則による改正後の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定により協議会を設置した学校及び同規則第二条第二項に規定する対象学校とみなす。

■奈良県立学校学校運営協議会取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の校長は、学校運営協議会設置申出書（第1号様式）及び協議会規則案を奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出する。

(基本方針の承認)

第3条 規則第3条第1項各号に掲げる事項の具体的な内容については、協議会が設置学校の校長と協議の上、設置学校の実態に応じて定める。

(職員の任用に関する事項について意見を述べる際の留意点)

第4条 規則第4条第3項に規定する対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であって、職員個人を特定しない一般的なものとは、次に掲げる事項をいう。

（1）対象学校の学校経営計画の実現に資する職員の任用に関する事項

（2）対象学校の更なる教育の充実に資する職員の任用に関する事項

2 前項各号に掲げる事項について、職員個人を特定することにつながる事項は除く。

(教育委員会に対する意見)

第5条 規則第4条第1項及び第2項の規定により教育委員会に対して意見を述べる際は、対象学校の校長を経由するものとする。

(委員の推薦)

第6条 設置学校の校長は、規則第5条第2項に規定する委員の推薦を行う場合には、学校の特色に応じ協議会の委員として適任である者を選し、原則次に掲げる期限までに、学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出する。

（1）協議会の新規設置にあっては、第2条に規定する書類の提出時

（2）毎年度及び任期途中の委員交代にあっては、設置学校の校長による人選後速やかに

(委員の解嘱等)

第7条 設置学校の校長は、規則第14条第2項の規定による委員に関する報告を行う場合には、学校運営協議会委員に関する報告書（第3号様式）を教育委員会に提出する。

(部会の設置)

第8条 協議会は、設置学校における教育活動の改善等を図るため、部会を置くことができる。

2 部会の運営その他部会に関し必要な事項は、設置学校の校長が定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 設置学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会及び部会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務については、当該設置学校が処理する。

(報告)

第11条 設置学校の校長は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（第4号様式）を作成し、3月31日までに教育委員会に提出する。

(委任)

第12条 協議会は、規則及びこの要項に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びに協議会の設置目的に反しない範囲において、その運営について必要な事項を定めることができる。

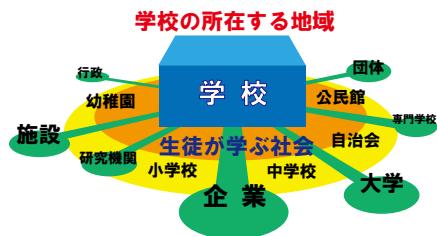
附 則

この要項は、平成28年5月2日から施行する。

この要項は、平成29年9月26日から施行する。

県立学校における地域の捉え

県立学校の場合、学校の所在する周辺地域を「地域」と捉えることと合わせて、子どもたちが関係する様々な団体や機関を「社会」と置き、それを「地域」として捉える必要があります。「子どもたちの学びのフィールド」として「地域」を認識することで、様々なつながりの中で活動が展開されることになります。





奈良県教育委員会事務局
人権・地域教育課 地域教育係
〒 630-8502 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-9837 FAX 0742-23-8609
< <http://www.pref.nara.jp/6188.htm> >

